

# 認定こども園アンケートまとめ

全日本私立幼稚園連合会 認定こども園委員会 編

## 問1 市区町村との関わりの中で課題があればお教えください。

1

### 国・都道府県は市町村行政の指導を

**国・都道府県は市町村行政の指導を** ①国からの通知・通達が予想通り末端まで伝わらず、また統一した説明会もなく、事務業務が滞ってしまう園もあると聞いた。県担当から市町村自治体へ所管が変わり担当者が変わるたびこの制度の理解度の違いから行政からの指示が変わるので、とても心配である。せひとも早くきちんと正しい運営手続きができるよう行政担当者への指導を行ってほしい。 ②国→県→市町村と、行政が小さくなるに従い秩序がなくなり、各市町村の勝手気ままな対応、手続き、書類に参っています。県は音頭をとつて一律にする気はないと言ふしていますので、施設側は行政に振り回されっぱなしです。保育所（運営費）のように国や県が一律の指針を出していただきたい。 ③行政指導による周知不足が否めない。移行については各園の判断に任せられたわけであるが、利用者がどのように変わるかの説明についても各園に任せたため、利用者周知のガイドラインが定まっていないまま新年度がスタートしてしまっている。特に問題なのが、在園児についてである。新入園児とは異なり、既得権が存在するため、園都合による一方的な変革は、裁判に発展する危険性すら含んでいると言える。就園奨励費の一例を挙げても、認定こども園に移行した園では対象にならないということが伝わっていない。一部の園では、移行する前に、移行後の利用時間（コアタイム、延長時間）、必要経費（基本料金・延長料金）を全ての園児を対象に算出して移行前の就園奨励費有りと比較した。そしてそれを複数日の説明会を設け、一人一人説明しどのくらい変化があるかを伝え、移行に賛同する同意書を回収するという基本的な作業を自園努力で行っている。こうした作業を経ていない大部分の園では、昨年度対象となった利用者からすれば、時期が来れば当然貰えると思っていた就園奨励費が来ないことになり、その時初めてそんなことならば、移行する事に対して賛同はしていない、自分が園に申し込んだ際（直接契約）時点では、この条項は盛り込んでいなかったとなる可能性がある。他にもこれと似た形で、利用者にとって有利に変わる部分は受け入れられても、不利になる部分については丁寧な説明無しには受け入れがたいと思う。この点について行政指導の下、共通の説明事項ガイドラインを設けるべきだったと思う。 ④県と市との連絡が全く取れていないように感じる。 ⑤行政の幹部（トップ）間では国、県の新制度移行に関しての内容も理解し、幼保の支援体制はすすめてくれているが、担当係員、窓口の一人ひとりにまで幼保の支援がゆきとどかず、市の保育所を守る旧態がそのまま生きている。時間と努力がまだまだ必要である。 ⑥今まで県から受け取っていた補助金が新制度ではどうなるか（県は市に受け渡したと言っており、市は知らない等と言っている部分があるため） ⑦市町村に権限を委譲しすぎていて、市町村間の差も問題ではないか。利用者負担がその筆頭で、隣の市町村とで金額が違うのは平等ではないし、広域利用が当たり前の私立には複雑極まりない事務処理を強いられることになる。国税を多くつぎ込んで公的規制を強めるのであれば、利用者や施設にとって不平等が起きないように、もっと国が責任を持って市町村の財政支援をすべきである。

## 市町村の新制度への理解不足

**市町村の新制度への理解不足** ①市の方がこの制度の理解度が低い。 ②市町村の担当自体もあまり内容をよくわかつてない様子。 ③市町村担当者の理解不足 ④市担当者が公定価格の支給制度を正しく理解しておらず、加算の認定は県が行うと思っていたため、加算部分の支給が遅れている。また行政説明会もなく、いきなり計算式を送付してきて提出を求め、その週末までに提出しないと月内に支給できないなど行政側の都合ばかりに振り回されている状態である。その結果は全くお粗末で、期日内に書類を提出しているのに支給予定日がずれ込み、本園は最速で5月1日となり収支予定が大幅に変わり困っている。また同法人で運営している園には、4月中に支給されており、公平な手続きになっておらず、本園の運営を軽く考えている行政担当者の規範意識の低さに憤りを超えて、呆れている。 ⑤担当者にもよるが制度に対する幼稚園に対する理解不足⑥市の担当者が新任で当制度をよく知らない幼稚園から新制度に移行する園の追加徴収について市担当者（昨年度まで保育課担当）から理解が得られない。このままでは私学独自の教育カリキュラムに支障が生じかねないためPTA寄附という形で徴収しようかとも考えている。 ⑦市の担当者自身が十分に制度等を理解しているとはいはず、質問しても分かりやすい回答が得られないこともあった。 ⑧新制度に関し担当部署内で深く理解している職員もいれば、そうでない職員も散見され、担当部署内職員レベルでの均一な対応に課題が見える。 ⑨新制度が始まったばかりのため、市に問い合わせ等をした際に十分な回答が得られるのか。 ⑩市の担当課が新制度の概要を理解出来ていない様子。加算分算定の為の現状の調査もまだ無い。 ⑪市区町村からの情報が細切れで、新制度の詳細が未だに理解し難い状況にあります。また、新制度が複雑なため、市区町村の担当者も新制度全体を理解していない様に思われます。 ⑫書類の書き方がわからない・締切までの時間が短い・電話で聞くこと、丁寧に教えてはくれるが根本的な事が不明確である ⑬保育料の決定が4月半ばとても困った。とにかく新制度ことを理解していないし、小規模の実施はまだ。 ⑭一時預かり事業（幼稚園型）について、預かりを利用する理由が様々である上、申請方法が、保育所の一時保育と同様となり、保護者にとっては利用しにくい制度となっているのか。保護者支援となっていない。市区町村の担当者があまり現状を理解していないと思われる。 ⑮新制度移行への認定子ども園と市との調整が整わない状態での開始となり、今後も、加算部分や、利用者負担額については、交渉が必要。 ⑯給食設備を持たない。幼稚園型認定こども園に満3歳に達した3号子供が入園できるかどうかの問い合わせに、即答でダメと返事したのだが、こちらから食い下がったら、しぶしぶ県に問い合わせをしてOKがでた。単価は、3号の2歳児で良いとのこと。これもかなり遅れて回答があった。

**担当者の交代** ①担当者が代わり、0からの出発になっており、大変苦労しています。 ②市の担当者がこの大事な時期に、4月に配置換えになることによる混乱。 ③関係部署担当者の配置転換による業務の停滞。 ④新年度に入り、町の担当者の配置転換があり、引き継ぎはされていたものの、事務処理等で大きなロスが発生した。 ⑤市の担当者が他部局に異動となり、制度等を理解している職員がいなくなつたために、幾つかの対応が後手になってしまった。 ⑥施設型給付の幼稚園を選択。担当は市町村が保育所を扱う課ではなく教育委員会になった。その担当する職員が突然長期療養になり、次に引き継いだ職員も同じようになつた、次の方が4月の移動で他の部署へと移り、何人も変わつたため、この制度事態の伝達が滞つたことにより、担当職員が正確に理解がしていないため父母への対応が、二転三転しながら4月の下旬まで押してしまつ

	<p>た。このようなことで情報を得るために、県や近隣の市町村へ頼らざるを得なかつたが、担当の教委職員に不信感を抱いた。ようやく5月に入ってから何とか動くようになったが、市町村における担当職員への不安が残る。 ⑦昨年まで担当していた市保育課のスタッフ、課長を含め、主力メンバーが4月1日付けで移動となり、誰に問い合わせて良いかわからない。</p> <p><b>市町村が新制度に消極的で、回りの様子見</b> ①市が回りの様子見をしていて積極的でない。利用者負担額も他市町村と同じようにそれなりの額を示してくれるのか、不安である。 ②市町村が認定こども園化に消極的 ③平成27年4月からの新制度の詳細が平成26年度末になつても決定しておらず、市区町村に問い合わせても明確な返答を受けられないことが多々あった。国がどうであつても市区町村レベルで決定できることがあるのにも関わらず、やはり独自の責任の生じる対応・決定はしたくないようであった。 ④市は、國の方針の決定を待つて、市としての方針を決めるということで、対応に時間がかかり、準備を進めたくても取りかかることができない。</p>
3	<h2>市町村の幼児教育への理解不足</h2> <p><b>市町村が保育所中心の発想から抜けられず、幼児教育への理解不足</b> ①F市は認定こども園と保育園の違いを知つてか、知らないでか入園準備金の排除等、保育園に合わせなさいの姿勢。市は、今回の新制度のシステムをどこまで理解しているのかが不明。そもそも、認定こども園と保育園の役割の違いすらわかっているのかと思う時があります。 ②市区町村は何事も「保育所」を念頭に話を進めてくるので、幼稚園の制度や考えを理解してくれない、または完全否定される。たとえば満三歳の認識が低い。一時預かりの量を減らす。（仕事をもっと増やして一時預かりではなく、2号や3号として保育所に入れるようにする）また、里帰り出産などの場合の広域利用を認めない。（保育所に入れて、住所地で出産すべきと言われる） ③私の園では、認定子ども園ではなく施設型給付幼稚園を考えています。私の町では、保育所が4カ所で幼稚園が2カ所の町です。私の幼稚園は少人数の幼稚園なので町が運営している保育所重視の考えが不安です。また、平成28年度には新制度になるため町と協議しています。 ④こども園に対しての理解が無く、市町村は相変わらず認可保育園の延長上で運営を押し付けてくることが多い。こども園 자체を全く知らない。又、知ろうとしていなかった。 ⑤『教育』の重要性を全く理解していない。 ⑥子どもに対しての最善の利益のことを一切、考えておらず、待機児童解消、保護者の苦情をださないようにすることだけを考えている。 ⑦こども園（旧 幼稚園）に対して寄り添う気持ちがない。 ⑧1号の家庭には興味がなく、2・3号家庭を重視している。 ⑨新制度については、市は理解できていない部分も多々あり、今まで保育園の方にしか関わっていない為幼稚園の部分については全く分かっていないところもあり保育園の方を中心として動いているので幼稚園から移行した認定こども園としては動きづらい。 ⑩市当局が2号・3号認定をする時、市立保育園へのお勧めを優先させる気がする。 ⑪政令市であることから、認定こども園関係が道から市に所管が変わりましたが、市では認定こども園も保育所と同じように扱っているような気がします。幼稚園から認定こども園に移行したこちらとしては、市が幼児教育を理解しているのか疑問を持つことがあります。時間が解決するかとは思いますが、当分の間不安があります。 ⑫「幼稚園は将来を担う地域の子供たちの大切な幼児期の教育を行っている」わけであるが、行政側は「民間企業」という意識があり、新制度移行のための整備や補助制度の利用に関しても、我々との温度差を感じる。 ⑬昨年度より、幼稚園の管轄が、教育委員会から、保育課に移り、幼稚園の運営についての理解が無いと感じる。 ⑭市の保育課が、認可保育園と同様の対応にな</p>

っているように感じられる。待機児童対策だけでなく、幼稚園で教育を受ける事が大切な事であることを今後どのように周知していくかが課題である。 ⑯当園は、旧幼保連携型認定こども園から新幼保連携型認定こども園に移行しました。4月20日に初めて市から施設型給付費が交付されたのですが、内訳を示されていません（園の通帳に1行「ウンエイ ホイクシドウ 金額」と記されるだけです）。旧幼保連携型への時も、保育園の運営費の内訳がそのつど示されることはませんでしたが、委託費という性質からすれば仕方がないと諦めました。しかし、新制度の施設型給付費は、（代理受領という形をとるもの）性質は保護者のお金であることからすれば、園児ごとに毎月内訳を示してもらいたいと思っています。市に対して近いうちに掛け合ってみるつもりです。（そもそも、市は認定こども園を委託保育園と同様に扱おうとしており、前身が幼稚園である当園としては、市とのやり取りに際して万事に違和感を覚えています。内訳の件も、問題の本質は同じであり、認定こども園の位置づけに対する市の無理解が根本にあります。） ⑯入園申し込みの窓口が区役所へ一本化されたため、園の方針や良さ、諸費の内容などを入園前に保護者に説明できなくなった。なぜ一本化する必要があるのかいまだに理解できないので、新制度でも入園受付は従来とおり園で行うようにしてほしい。 ⑰1号認定の子どもの保護者負担額が、国基準通りになったことに対して、2・3号の保護者負担額が4～6割引かれた金額に設定をされたこと。市町村の担当部署の職員が新制度に関して理解をしておらず、毎週のように電話や直接会い説明や改善をお願いしなければならないこと。市町村が保護者向けの新制度に関する説明会や資料を制作をしてくれないこと。 ⑱入園選考が自由に出来なくなったこと。2号認定こどもは、区役所へ提出した申請書が受理されれば、入園することができる。園見学をして、園の特色を理解していただいた上で、入園してもらうことが望ましい。 ⑲新制度による影響は私立幼稚園で最も大きい訳だが、わが市では幼稚園は当園ひとつしかなく、残りの施設はすべて保育所であり、あまりにも幼稚園の実情に対する認識が無さすぎる。それは、子ども子育て会議でも明らかであり、保育所ありきのペースで議論が進められてきた。 ⑳幼稚園への極端な理解不足。問い合わせに対して、保育園ならこうだという感じで回答てくる。こちら側注意しないと、悪しき前例を残すことになる。㉑民間保育園と認定こども園とで、事務上の作業負担が異なっている。新制度の認定こども園としてメリットを感じることがない。

### 1号についてよく理解できていない

①不明な点を保健センターに確認するために電話をしたところ、2号（保育所部分）のことについては教えてもらえたが、1号についてはあまり把握できていないようだった。また、保健センターや未来局などいろいろなところに電話を回されることが多かった。保健センターからの連絡に時間差があり、そのたびに確認が必要だった。利用料などの一覧で何度も同じような間違いがあり、園で把握するのが大変だった。最終的な一覧をもらえるとありがたい。支給認定証の内容を変更する際の保健センターとのやり取りが複雑である。認定変更申請書の書き方も複雑で保護者からの問い合わせも多い。1号認定児の扱いが、2号3号認定児の付け足しのような感がある。私学助成がどのようになってきたか、もっと知ってもらう必要がある。

4

## 事務上の混乱

### 施設型給付費の支給遅れ

①4月の運営費の計算が間に合わず、5月精算となった。（市内の私立幼稚園から市町村給付になった幼稚園が、入力方法がわからず、請求書が4月に提出できなかったため、認定こども園の支払いまで遅れた） ②施設型給付の支払いが当面基本分のみという

ことで、いつまで続くのかがとても不安。③3月議会を通じて支給認定決定通知が出たが、3月の下旬でしかも各市によりばらばらのため4月の保育料の通知も出せず、自動集金の手続きも間に合わず、4月分は5月に徴収することになった。④4月分の給付費がまだ市から支払われていない。5月以降はどうなるのか。園児の保育料の間違いが出てきているが、保護者の対処方法は？保護者宛の保育料決定通知書に税額をのせてほしい。保育料を市が直接徴収してほしい。市がしめしたいろいろな予定が遅れている。市はあくまでも予定であって目標と言う。⑤未だに加算率が明確にならず、4月の施設型給付は基本額のみの請求を出すようにと、市町村の担当者より指示を受けた。結果として年間の収入の目処がつかず、施設設備等の計画が立たないことが不安。園則（運営規定）について、当初は県の担当課へ届出が不要であると回答を受けていたのに、2週間後には届出が必要であると回答を受けた。⑥5月半ばになるのに、園所在市町村以外の近隣の市町村で、いまだ運営費の支払いの手続きが全く行われていないところがある。支払いのめどすら答えてくれない。

**新制度では引き落としきれなかったら2ヶ月遅れになってしまう** ①今まで保育料は月初めにいただいておりました。銀行引き落としが、常に20数名が引き落とされず、その月に集金できるよう取り計らっておりましたが、新制度からその月の月末になってしまい、引き落としきれなかった方は2ヶ月遅れになってしまったことが事務処理上大変です。

#### **4月時点で先送りされた科目が何と何なのかも不明確で今後の収入予定額の把握が困難**

①運営費の基本部分は4月分として4月20日に振り込まれたものの、その計算内訳が知らされていない。今後は毎月1～3号認定区分ごとに内訳表も合わせて示してほしい。4月時点で先送りされた科目が何と何なのかも不明確で今後の収入予定額の把握が困難な状況で困っている。

**寄附行為の変更で混乱** ①寄附行為の変更を県の指示通りに行ったが、第3条の目的の変更が3月に通達があり、その件の議決を得られないまま（急で学園の理事会や評議員会が開催できず）、司法書士さんと相談の上、なんとか4月1日変更登記が済んだが、法務局の対応や県の指示等大混乱であった。

**事務量の軽減を** ①事務量が半端でなく、幼稚園型認定こども園への移行の書類と、新制度での書類とで忙殺されている。同じような書類を何度も提出しなければならなかつたが、新制度への移行で市の担当者の方々も大変だった。事務量の軽減を切望。②手続きが煩雑すぎる ③幼保連携型認定こども園であるが、2・3号認定こどもだけを抽出しなければならない報告が多い。④窓口に書類を取りに行く機会が増えたが、できるだけ郵送等で対応して欲しい。⑤1～3号の認定先が市と区に分かれていて煩雑。（1号は市、2・3号は区）⑥事が複雑になった。新しい様式に困惑。（市も県も）新制度に移行の過渡期なので仕方ないが、利用料決定通知が遅く、保護者からの問い合わせが多く（4月17日に通知があった）M市独自の幼児教育振興事業が予算削減された。⑦一体化されたはずだが、補助金や給付金等2元行政が残り、ますます事が煩雑となつた。何しろ理事長・園長・副園長は教育内容よりも事務に追われてしまい、本当に残念。⑧現在認定こども園（幼稚園型・単独型）への以降のため準備を進めているが、その認定等に関する補助金の窓口は県であり、施設型給付を受ける認定は町である。運営規程（学則への溶け込みも可）は町と協議が必要であるものの、学則（園則）の変更となると県への変更認可手続が必要である。極めて煩雑であり、別々に協議するのもおかしい。簡素な手続にできないか。⑨保育料が園児毎に違い、年2回変更となる為、事務負担が増大した。⑩事務員の人数が足りません。⑪支給認定・負担金確定について、施設給付について、預りについて、それ

ぞれに担当が違い、それぞれが同じデータをそれぞれに請求し来るようなことがあり、共有できる資料はできるだけ共有できるようにとお願いしています。 ⑫各市によって施設給付費、利用者負担等の確認等の書類のフォーマットがバラバラで分かりにくい。提出時期、請求時期、支払時期なども市によって対応が異なり複数の市からきている子どもがいる場合は事務処理が煩雑。 ⑬当園は、Y市とK市に住所がある子が在園しているため、両方に申請と請求の手続きを行っています。それそれで請求方法に違いがあることと、人数に関係なく提出資料を作成する必要があるため、倍の手間がかかります。少なくとも、書類の統一がされていれば作成の負担が軽減されることになるので、国としての統一フォーマットがあればよい。 ⑭認定こども園になった際の事務の負担。

**市町村の仕事が遅い・急に書類提出を求めてくる・先の見通しが立たない** ①市町村の仕事が遅い ②すべての提出書類等、詳細な説明もなく提出期間も短いため、どのように回答してよいか戸惑っている。 ③県のような書式集もないため、いつ、どのような書式で書類提出するのか、見通しがたたない。 ④申請書類が膨大かつ複雑で、提出期日にも余裕がない。 ⑤新制度より変更される予定の報告書等のフォームがまだ決まっていない。月日の流れ、例えば毎月〇日までにこれを行う・確定する、毎月または毎年これを提出する、など、市区長村と幼稚園との具体的なやり取りがはっきりしない。そのため、急に書類の提出など求められても対応に時間が必要である。施設型給付に関する手引きが1冊にまとめられると助かる（私立幼稚園事務処理手引きのようなもの） ⑥締切期日（明日・明後日）が早すぎる書類が多すぎるし、市も理解していないことが多い ⑦書類を簡素化していただきたい。 ⑧補助額にミスがあり、修正のための通達や金銭授受と管理に労力を要した。 ⑨対応が遅い。提出物の締め切りが早すぎる。2号の上限が急に変わる。 ⑩市が新制度への対応に追われており、連絡や通知等の遅れ、送られてきた書類のミスが多い。（仕事量の増加による遅れに加え、他の幼稚園や保育園からの突き上げも） ⑪何もかもが後手後手で半ばあきらめています。ただ、ここに困ってる・こんな情報が欲しい・これ助かった等は日に何度も電話をかけたり、足を運んで、とことん担当者に伝えている。うるさいと思われているかもしれないが、担当者の対応や知識はどんどん良くなっている。 ⑫移行初年度ということもあってか、市の対応が遅く業務に支障が出ている。保護者の理解があり、本園での大きな混乱は起きてはいないが、新規に事業を起こすのであるから、プログラムの変更などは想定内のことである。事前にもう少し準備できなかつたのかー対応の不備が気になった。 ⑬申請、報告、手続き、チェック等の業務の煩雑さ ⑭情報伝達の遅延。正確な情報や、疑問点等に対しての回答の遅れが懸念される。 ⑮本来であれば今年度からスタートできるよう市への申請書類や市の要綱など決まっていなければいけないはずだが、まだ何も決まっていない。全てにおいてスピードが遅すぎる。 ⑯認定こども園に移行した園が多いため、市としては頑張ってくれていると思う。しかしながら、なにしろすべての仕組みを変えることになるため、いろいろなことが遅れがちになっているし、間違いも多い。提出する文書の様式も、保育園の書式から作っているようだが、「保育園」のままになっている部分があつたり、説明が何もついていなかつたりで困る。担当課の職員は、保育課から来た人が多く、幼稚園のことが何もわかつていなかつたり、「保育園と同じです」ということが多い。悪気はないと思うのだが、そのたびに幼稚園の実態を説明したり、「保育園のことは何もわからないので、要綱や説明書をください」ということになる。ただ、大変忙しいのも理解しているので、仕事は保護者優先でやってもらいたいと思って（保護者に出す書類もかなり遅れた）、あまりうるさくは言っていない。 ⑰利用者負担額

	<p>の決定に1ヶ月～1ヶ月半かかっており、また、通知後の変更も多いため、事務の負担が想像以上に大きい上に園に苦情がくる。下手をすると変更の通知が来ないこともあります、市に不信感を感じざるを得ない。2号、3号認定の子どもについて市の利用者決定が年度末になるため、クラス編成ができない。クラス編成が決まらないと教員の配置もできないため、せめて1号の子と一緒に教育を受ける2号の子どもについては施設で受付決定ができるようにしてほしい。預かり保育については、市の説明が3月にあり、専任の教員を配置することが条件だったため、前年度同様私学助成の預かり保育の補助を受けることにしたが、3月に説明会をされても教員の確保はできない。全ての連絡が遅いので、事務上のあらゆることが滞っている。⑯募集の件について、2号認定での入所児は、市からの認定を受け園は、市からの入所紹介があつて入所の手続きとなるが、市からの内定から入所児と園との入所手続きは、12月の末ごろになてしまふ。3号認定での入所についてはさらに遅くなり、保育園への入所と同等で年明けにならないと、1次審査の紹介は来ず、2次、3次は、さらに遅くなり、最終的には、3月の時点でも見学希望者の対応をしていく状態で、次年度の運営にむけての準備などが遅くなる。今後は早期に進めることが必要。</p> <p><b>保育料決定通知書等、個人情報の管理に課題</b> ①市より保育料決定通知書が4月初め園に届けられましたが、書類がむき出しだったため、「個人情報は郵送ではないか?」と、問い合わせました。結局、園経由でという事になり封をのり付けした状態で封筒に入れるようお願いした。なかなか届かなかつたので、郵送されたものと思っていたら、未だ手つかずの様でした。保護者からの問い合わせもあったため急いで届けてもらうことにした。のり付けでなくテープでした。途中で退園した際の手続きの留意点や、今後の入金までの流れを文書で頂きたい。</p>
5	<h2>制度上の課題</h2> <p><b>大規模園は制度設計上新制度に行きたくても行けない</b> ①当園の園児数は305名であるため、新制度では301人以上の定員区分が適用されます。小規模園に比較して基本分単価等が著しく低いため、新制度に移行しても、些少の増収しか見込めないため、移行を見合はせている状態です。当園の建学の精神は「地域に根ざした普通の幼稚園」です。入園料や保育料が高くなない当園のような普通の幼稚園が新制度移行できないことは、新制度の基本設計がおかしいと言わざるを得ません。定員区分105人の園と比較すると、月額10,000円以上も園児1人当たりの基本分単価が低くなり、全く理解できません。新制度の会議において、全日私幼は小規模園の経営が立ち行くよう要望しておりましたが、でてきた新制度の公定価格は、真逆で小規模園が極端に有利な仕組みであり、私立幼稚園の中で小規模園と大規模園で極端な格差が生じています。公立幼稚園との格差は正よりも、私立幼稚園の中での格差を是正することを強く要望します。チーム保育の人員が若干見直しましたが、付け焼刃的な対応では根本的な解決にならず、大規模園は移行できません。問題は、基本分単価等の傾斜が極端に小規模園に有利なため発生しているものです。大規模園は、普通の幼稚園であっても新制度に移行できないのでしょうか。②旧園舎では定員360名の運営をしてきたが、入園希望者が年々増加し現在の園舎面積では、定員オーバーの事態が生じてしまいました。その結果を解消すべき処置として、旧園舎より約500メートル離れた場所に国有地を求めて新園舎を立てました。本園は学校法人ですから園地も園舎も寄付行為によりその手続きをとり、定員420名の認可をいただきました。ところが、新園舎設立にあたり一切の補助金を頂いていません。つまり、自己資金と市内銀行よりの借用金を当て、支払いを済ませました。その返済金は年々頂いている経常経費補助金を充てています。</p>

最近の報道では、大規模幼稚園が、（認定こども園に加入した時点）で現在より補助金が減額し、運営に問題が起きているとの報告を聞きました。そこで、認定こども園を返上しようと考えているとのことでした。本園も経常経費補助金を銀行への返済金として充てていますので、大変心配です。本園は現在1号認定を受けています。大規模幼稚園への温情ある補助を考慮していただき、世の中に貢献していることを念頭においてお願いします。

**制度が複雑で、理解しづらい。通達が遅く、周知の時間が短い。** ①通達が遅く、周知の時間が短い。・制度が複雑で、理解し難しい。（この点は保護者様への周知にも影響があります。もう少しシンプルな制度であることが望されます。） ②調査依頼から回答期日までの期間が短く、ルーティンワークに支障が出ている。（本園は本部が遠隔地に所在し、承認や公印押印に時間を要しますので、この点にご配慮ください、期日については寛大な措置をお願いいたく存じます。）

**全てが保育園仕様** ①全てが保育園仕様のため、私立幼稚園としての基準が利用できない。施設改修・定員の減など、問題点は多々ある。特に調理室の整備などは負担が大きい。

**人材確保の課題** ①2・3号認定を受け持つための幼教・保育士両資格を持つ人材の確保。そもそも、既に都市部を中心とした待機児童解消を目的とした、急速な受け皿拡大があり、地方からの人材流出が起きていたところに、今度は地方自体に認定こども園移行の動きが有り、この現象により大きく拍車を掛けている。

**財源の課題** ①消費税10%分を財源とするはずが、現段階では8%にとどまっている。これは、内閣府で9割の幼稚園が移行すると見込んで積算した額であったが、実際には3割程度しか移行に応じず、皮肉にも現段階の消費税率でも回る状況になっている。しかし、今後、移行の動きが活発化すれば、当然現行の税率では不足が発生することとなる。また、試算では、1兆2000億円程度なければ、計画上の全てのサービスを提供するのは難しいとされる。現段階では、税率の動向も見極めつつ、予算枠が安定しており、僅かでも上乗せで推移している現行の文科省ベースの国庫補助を原資として見て行きたい。

**移行した時点で運転資金が不足するのでは** ①現在は県からの補助金でまかなっているが、移行した時点で運転資金が不足するのではないかと心配している。

**子育て支援というよりも、労働人口減少のための就労支援では** ①子育て支援というよりも、労働人口減少のための就労支援に重点が置かれ過ぎていないだろうか？そちらは、ニートや失業対策に力を入れるべき。子どもを預けやすくすることで、これまで働くかなくていい人まで働きに出るような動きも見られ、余計に待機児童を増やす結果になっている。そのために施設を増やして人材を消費して、人材不足にも陥って、悪循環となっている。数年後には子どもが減って、供給過剰になることがわかっているのに。いったい誰が子どもの未来を守るのか。本末、家庭で親が子育てできるような子育て支援や家庭教育を充実させるべきで、根本からこの制度を見直す必要があるが、今の国の考えでは、百年河清を俟つ思いである。

**私学の自由度の制限** ①施設型に変更するのは容易だが、こども園の形になると話が変わる。こども園にしたいが細かいこと言ってくるので困る。 ②道の管轄の時はよかつたものが、市の管轄になったらだめということが多くなった。道は、学校法人の許認可の権限をもち育成する役割があるから、学校法人の活動にはある程度の理解があったが、市はまったくの杓子定規な考え方で理解がない。何でもかなんでも国に聞いてとしているが、どうも都合のよい回答を得ていると

疑いたくなるような感じである。もう、学校法人の自主的な活動は、施設型給付になったことで、つまり、補助金から措置になったことで、自由発想的なことはできないとのこと。本来なら、もっと柔軟に学校法人の活動を援助し、積極的に後押ししてもらいたいと願うのですが。③市の管轄になって、学校法人のやる気が失せていくような気がします。できることなら、学校法人の許認可も市におろしてもらいたいものです。市におろせば、少しほは学校法人育成の立場で考えてくれると思うのですが。④新制度が、職員の全てに理解されつくされたと言い難いし、父母はなおさらである。全ての窓口が市（行政）にゆだねられたので私学といえど、かなり不自由感がある。園児数がいちじるしく減った。

**本当に子供のための良い教育、子育て環境を作ろうとしているのか？** ①本当に子供のための良い教育、子育て環境を作ろうとしているのか？この新制度において最大の疑問は、最初に国が「こども園は学校です」と宣言していた。しかしその後、こども園は学校教育法には規定されないといわれた。学校教育法に規定されない学校とはどういうものなのか？そして、全ての子ども達に教育と保育を提供する理想的な理念はよいが、後出ししゃんけんのように、保育所寄りの条件を次から次へと提示してきて、私学の自由な教育風土を奪い、職場内における教職としての熱意と使命感の低下を招いてきている。

**「公定価格」が上昇していく事があるのかないのか？** ①私学につき、諸事情の中で任意に保育料を改定してきたものが、今後は国の定めた「公定価格」のみを頼りに経営しなければならない点。つまり、「公定価格」が上昇していく事があるのかないのか？「待機児童解消」のための政策でありながら、一方で「少子化」による就園児数減少に悩む幼稚園も多数ある現実を、国や地方自治体はどのように捉えているのか？等々、不安や不満も正直ある。

**利用者負担額が下がらない。保護者負担保育料の決定が滞っている。** ①N市で予定している利用者負担額が、国で示している額と同額で、進展もない状況のため、幼稚園協会としても困っているところです。②保護者負担保育料の決定が滞っている。③利用者負担額に課題あり（自治体の財源が厳しい状態なのを知っているので、その理由も分からぬわけではないが、第5階層の金額が、従来の保育料と開きがある）一時預かり保育についてもはつきりせず、他市の状況をもとに進めている状況である。④2号認定の子どもの保育料が高く、預かり保育で対応できる他幼稚園に流れるのではないか⑤利用者負担額についての交渉（保育認定との差が大きい）

**利用者負担額が新制度の方が高くなってしまった。** ①各市町村が設定する利用者負担額が内閣府が示した上限と同額で元来の保育料よりも高額になってしまった。また、周辺町村との利用料の開きが大きい。②教職員の配置や勤務時間に頭をひねりながらやっている。新制度のほうが保護者負担が少なくなると思っていたが、特に2人目の子どもで就園奨励費をもらっている方が安かったということが分かり愕然としている。保護者にも言えずにはいます。県や全日幼稚園連合で動いてほしい。

**国基準より低額の利用者負担となり、町の追加負担が増大。将来利用者負担の増の不安** ①国基準より低額の利用者負担としたことで、町の追加負担が増大する。将来利用者負担の増（特に1号児）が懸念される。

**公立幼稚園の利用者負担** ①近日中に市に相談に行こうと考えている。公立幼稚園の利用者負担は26年度の保育料と金額が同じになっている。市の利用者負担が確定していないのではないかと思う。

**広域利用の問題点** ①本園は、A市、B市、C町の3つの市町村から園児が通います。平成27年4月1日新制度への移行を選択いたしましたが、B市、C町からの手続きの説明・指示がA市のように進んでおらず、園への子ども・子育て支援教育・保育給付費等が後納になるなど、経営にかかわる問題点がございます。 ②当園の所在地以外の市町村から、登園している園児に対しての、市町村の取り組みに温度差があること。例：当園はA市に所在している。B町からも登園している園児がいるが、B町には、認定こども園がないので、1号認定こどもへの対応を準備していなかった。そのため、申請書類や、保育料の決定等が、こちらから問い合わせをしないと動いてもらえない。 ③広域入所の園児が複数いる中、他の市町村の対応が遅れており、4月末になっても保育料がわからない園児がいる。 ④各区役所によって対応が異なる。 ⑤広域にわたり8市町村から園児がきており各市町村と対応しているが、各々認定申請や通知の方法が違う為、各様式や申請方法の統一化や、所在市町村で取り纏めてほしい。施設型給付費の請求についても同様。 ⑥1号認定から2号認定への月途中の変更がある場合、変更当月は、変更前の認定保育料と単価が支給となる。日割りの支給とならないため) 中途からだと、預かり保育料、延長保育料金等、園が負担しなければならない場合が多いように感じる。近隣の村では、中途での認定変更の場合、日割りでの給付となると聞いている。 ⑦私の園では、延長保育や預かり保育など保護者のニーズに答えていますが新制度に移行した場合、市町村によっては、給付単価や様々な単価が大きく違う場合と同じ園を運営していて不安です。 ⑧1号児の募集に当たっては制度そのものに言及せざるを得ず、町や県と協議しながら進めざるを得ない。複数市町からの利用の場合は、施設としてどのような手続きとなるのか不安である。 ⑨市境の施設なので、地域区分の違う自治体、それぞれと請求事務などのやりとりが必要で、しかも書式なども違うために事務量が増えて困っています。また、自治体によって様式や請求方法が違うというのも困ります。 ⑩市町村をまたがって入園する方が多いため、市町村ごとに対応が違い、一層煩雑な事務業務となっている。所在地の市町村が他の市町村を集約して対応して頂けるとよい。 ⑪一方、広域地域との統合を図るのに苦労した。登園の場合、3地域に関わったため、園児募集から給付金の請求まで別々に説明をしなくてはならず大変だった。 ⑫利用者が引っ越しをして市内から市外へと住所が変わった後も継続して園を利用していく場合。以前の対応では市同市で話し合ってもらい、翌月1日などきりの良いタイミングで請求を切り替えていたが、新制度では完全に日割りになってしまい、業務量が増えると同時に連携が下がってしまっている。基本的に保護者の利用料は市毎に負担額が違うため、1日～10日分はY市分の保育料、11日～30日はK市分の保育料と別々に請求する必要がある。隣の市と隣接しているような立地の場合は、これだけでもかなり大変になると思われます。

### **1号認定は広域性を認めるものの2・3号は、特別な事情がないものには認めない**

①広域性が担保されると各説明会で確認してきたが、F市等では、1号認定は広域性を認めるものの2号、3号にありますては、特別な事情がないものには認めないとのこと。 市長に要望し広域的選択を認めてもらえることになったが、担当者にはどうしても認められないとの見解。自由な選択が認められるようにしてほしい。 ②当園はT市にありますが、現在、T市、I町、S市など、遠いところからもこどもが通いにきてくれています。2号認定、3号認定は保育が必要とされている方が対象ということもわかりますが、教育と保育を受けることができるが認定こども園だと思います。遠くても教育を受けさせたいと考えている保護者が多い中、当園に入ることができないというケースがありま

	す。次年度は上のお子様を園に通わせていた場合も、受け入れも難しいということを聞いていま。
6	<h2>改善提案的な意見</h2> <p><b>移行時の認定こども園申請手続きの提出書類にフォーマットがあるとよい</b> ①移行時の認定こども園申請手続き(都道府県へ)の提出書類にある程度のフォーマットがあると、申請手続きが大変スムーズになると思う。</p> <p><b>市町村窓口の一本化</b> ①市町村の窓口が、現行・施設型幼稚園、認定こども園は教育委員会、保育園は福祉課となります。2・3号については福祉課も関わるなど一本化できていないこと。市長・議長には昨年より一本化の要望はしているが簡単にはいかないようだ。②新制度に移行すると窓口が子育て支援課(保育園担当)になることになるようですが、現行の幼稚園・保育園・認定こども園とも窓口を一つにしてもらいたい。また部署によっていうことが違ったりします。窓口が補助金や措置費の管理の窓口にしかなっていない。ちゃんと指導ができる窓口を作ってほしい。</p> <p><b>認定こども園に対しての説明会を開催してほしい</b> ①認定こども園に対しての種々の説明会開催がないため、困惑している。②市内の全幼稚園対象に研修会等を開催して情報を知らせてほしい。③利用者の施設利用手続が、できるだけ簡素にかつ利用者の希望にそってなされるよう期待しているが、住民への説明がなされるのか不安。④認定こども園新幼保連携型移行の事務処理も、市単位での事務説明会があるとありがたい。⑤新しい制度であり、行政の担当者が積極的に熱心に内容を勉強して、利用できるさまざまな制度についても我々にも指導してほしい。⑥保護者へのわかりやすい周知の仕方。⑦とにかくいろいろな情報が降りてくるのが遅く、対応が後手後手になってしまっている。新制度のため、国も県も市町村も大変だとは思うが、出来るだけ早く情報を流してほしい。⑧行政の立場で得られた情報を早めに開示していただきたい。公立認定こども園の定員充足率他、平成28年度移行予定園情報、今後の行政の指導方針。⑨園の担当者も新制度の詳細を理解出来ていない。事務担当者を対象に研修会が必要かもしれない。⑩大人数を対象にした説明会では、大雑把な内容しかわからない。人数別での事例などを交えながら、もう少し少人数での説明会を開いて欲しい。</p> <p><b>1号の施設給付の増額を</b> ①2・3号から1号への変更は、保護者にとっては、保育料の軽減で利点が多いが、施設にとっては、不利益につながる。1号の施設給付の増加が望ましい。</p> <p><b>1、2、3号園児の一般社会で理解されやすい呼び方を</b> ①1、2、3号園児の一般社会で通用する、事務的でなく理解されやすい呼び方がほしい。</p> <p><b>従来の預保育の時間帯には、子どもが安心してのんびりと過ごせる場の保障があればいいのでは新制度をしっかりしたものにするために。</b> ①保護者の不安解消、手段の提供を!②具体的に利用者負担の軽減や園への給付の増大幅等、移行したいと思うような情報を。</p> <p><b>土曜日は、公立の保育園等の一時預かりで見てもらえないの?</b> ①園では選択できるとしているが、それも市町村が決定権を持っている。結局、市に強制的に行わされている(幼保連携型は特に)。現在、土曜日は園児2名程度で、そのために2人の</p>

	<p>保育教諭が出勤して居るため、平日に代休を取らなければならない。平日に手が足りなくなるため、また保育教諭が必要になる。全員有資格者でなければならぬのも、ネックになっている。（幼稚園では無資格者でも教育補助員として認められていた）土曜日は、公立の保育園等の一時預かりで見てもらえないのか？（市に話しても相手にしてもらえない） 私学は、選ぶのは保護者なのに、そういう自由がない。</p> <p><b>私立のこども園は利用調整をせず、全て直接契約にすべき</b> ①利用調整原則として、幼保連携型は保育調整をすることになっていて、特例として待機児童がいなければ市町村の判断で…、となっているが、2号の待機児童がいないのに（保育所の定員が空いているのが証拠）待機児童が今後増えるという理由で、強制的に保育調整される。私学なのに、定員が空いているにもかかわらず、どこでも入れれば良いという保育の必要性の高い人が優先されて、教育理念に賛同して希望している人が入れないのはおかしい。そこには私学の存在意義が無い。私立のこども園は全て、直接契約にすべき。</p> <p><b>すべての市町村で統一された請求書があると良い</b> ①市町村により請求書の様式や加算部分の項目が異なりどちらが正しいものかわからず請求ができない状態です。（加算部分が多項目になっているもの、加算部分が少数項目のもの）加算部分の違いによって請求する金額が変わってきてしまうので、園に入る金額が大きく異なることになるのではないか？ ②すべての市町村で統一された請求書があると良いと思います。試算シート、請求金額についても正しくできているか不明な点が多いので個々に対応して頂けると助かります。個々の対応が難しければ講習等をひらいていただけると助かります一時預かり事業についても不明な点が多い（算出方法など）。</p> <p><b>費用がかからない方法もあるのではないか</b> ①こども園に簡単にできるようにしてほしい、調理室を設置しなければならないなど…外部業者でもしっかりとしたところであれば自分でやるより良いはず、柔軟に対応しないとお金だけバンバンかかってしまう。長く経営をしていると補助金は必要だがあまり迷惑をかけないように…と考えるので察して欲しい。補助金を当てにしてやる方法もあるが、本当に必要かどうか考えた時、国のことを見て今あるものや業者を利用したほうが安くつくはず、認める役所に責任をとる覚悟が有るか無いかだと思う。</p> <p><b>これからの改善に期待</b> ①保護者の方から、認定こども園にならなかつた方がよかつたなどの意見を多く頂いています。これからの改善に期待しています。</p>
--	--

7	<h2>市町村担当者はよくやってくれている</h2> <p><b>先が見えない不安の中、市町村担当者はよくやってくれている</b> ①利用者負担額の通知が滞るなど、事務上のこととを含め、準備ができないままスタートした部分が多く、いろいろな場面で不都合がおきたと思います。その中で、区の方の対応が親切で助かりました。 今後も連携をとって、協力していく体制が重要かと思いました。 ②国も市も、常に新しいことを準備しながらの動きだったので、先が見えないことが多くて、幼稚園としてもいつ、どのようなことが決まっていくのか、良くわからず不安であった。今年度は、ある程度見通しを持った動きになると思う。 ③行政の方は本当によくしていただいている。国の方針が後出しだったので大変だったと思います。やる事に決めたことは行政と共に協力し、良いものにしていきたいと考えています。 ④今後、近いうちに市と話したいと考えています。親切な対応をしてくださっているので現段階ではありません。 ⑤関係部署との係わりについては何事に関しても懇切丁寧に答えて下さり、感謝</p>
---	--

している。問題はない。 ⑥担当者は親切にかかわってもらっています。 ⑦施設型給付の請求事務が、難解であるため4月分の請求ができないままの園が多いのではないかと思われる。市町村もまだ要綱が定まっていない部分もあり、年度の終わりまでに精算という形でまとめる方向で一致した。市も専門部署を創設するなど本気をだしてはいるが、人事異動で素人状態の職員が多くいため混乱している。しかし、大変前向きに取り組んでいただいているので話し合いながら、また他の自治体を参考にしながら取り組んでいる。（当園では独自システムを自力で概ね構築したのでなんとか対応できるようになった）市→データ提供→取り込み→保育料請求システム（FBデータ交換システム）→施設型給付システム→市への請求（まだ自動化までできていない） ⑧地元自治体の担当者とは、良好な関係が築けている。ただ、対応が後手に回り、施設型給付の請求が未だにできていない。また、広域入所の園児に関する対応が遅く、該当の市町村に問い合わせをしても、回答を得るまでに1週間以上かかることが多い。 ⑨新制度初年度ということもあります、行政も大変な思いをされている。決定の遅れなどもあり、それが保護者の不安につながっている部分もある。 ⑩市の担当課は毎日夜遅くまで残務しており、お互いわからない中でも対応してくれありがとうございます。 ⑪今回は、道、協会主催の同一の研修会、説明会への参加や意見交換、情報収集など、準備段階から町の担当者と課題や方向性について調整を重ねていたため、移行に向けて齟齬はなかった。疑問点に対する回答や具体的な対応（町も予算前には確定できることもあった）など、直前まで不明な点が多く、大きな制度の変更であるのもかかわらず、国の対応としては丁寧さに欠けていた。（窓口として町、振興局には最大限尽力をしていただいているが、本庁、国の回答待ちが多く限界があると感じた。） ⑫市内に一園しかないため、丁寧に対応していただけるので特にありません。 ⑬市町村の担当部、担当課で仕事の分担が決まっているようだが、うまく連携が取れていないと感じることが多い。また、手続きや補助金の計算等に誤りのあることが多いと感じる。一方、施設所在地の市町村の担当者は質問等に比較的早く回答、誤りも速やかに訂正し連絡してくれている。まだ、始まったばかりの制度でお互いに分からないことが多く間違いもあるが、連絡を取りながらスムーズに運営していきたい。 ⑭メインの市との連携は大変良くできているが、市も初めての取り組みで戸惑いを持っている。園が分からないことは市も分らないことが多く、逆に園側から市に教えることも多かった。はつきり言って頼りない存在であるが、それだからこそ良い関係が持てたところもある。これからも、国基準での判断ではなく地元の実情に合った判断をしてもらえるように上手く関わっていかなくてはならない。 ⑮特にありません。 ⑯わからない点、不安な点など電話で直接聞いていますが、とても親切にきちんと回答して下さいます。今のところ課題点は特にありません。 ⑰特にありません。 ⑱移行するときより、担当の方よりよくしていただいておりますので、課題はありません。移行後も同じ支援をお願いしたいと考えています。 ⑲疑問、質問があれば市におたずねし対応していただいておりますので、特にありません。

## 問2 自園としての課題または移行にあたってのご不安な点があればお教えください。

8

### 制度が現時点では明確でないことへの不安

**保育教諭の待遇改善が実現できる制度設計なのか不安** ①現有スタッフでこども園としての機能を維持していくのか不安。保育教諭の待遇改善。（給与面だけではなく、労働時間の短縮や休暇が取得できる体制づくりが急務だが、経済的支援がないならば増員は叶わず、抜本的な改善にはならないと感じております。）

**経営上に関する重要な部分が明確ではないことが不安** ①私たちも十分理解できないまま、新制度に移ったというのが実情です。なので、保護者への説明も十分できない状態なので、お互い不安もあったと思います。具体的には、どのように職員配置をしたらどんな加算があるか？福利厚生費は今まで通りでいいのか、会計の問題など、細かいことが沢山わかりません。②こども園への移行を推奨する割には、加算部分の調整、職員配置における加算、利用者負担額の通知の遅滞など経営上に関する重要な部分が明確ではないことが不思議でなりません。自園の課題以前に尋ねてもはつきりとしたお返事がいただけない等、不明瞭な部分が多くることが不安です。

**後からでも移行はできるのか不安** ①こども園への移行を考えるうえで、始めの説明では5年間の移行期間であれば、希望する園は特例として移行ができるように説明を受けていました。しかし、実際は、施設面の整備や、人員の配置などが整うことが前提となっており、移行へのハードルは高いように感じています。市区町村の関係者と話し合いながら進めていますが、需給のバランスによって、移行手続きなどの調整が必要だと説明されると、移行できるのか、できないのか迷うところあります。②幼稚園型が幼保連携型に移行したいという要望は、いつ、どこ（誰）の判断によって認められるのか？

**全てに於いて不安** ①全てに於いて不安です。正直、やっていけるのかと思います。②経営面への不安 ③金銭面 ④預かり保育、未就園保育、職員待遇、運営費の確保等私学助成を除き、全額公定価格で経営することに不安があり、経営努力がどのように反映されるのかが、不安である。⑤健全に運営できるのか？補助金として、最終的に何がのこり、何がなくなり、どのように申請するのか？私学としての今までの特徴が出しそくい。経済的に不安定だから ⑥賞与前に出ていた県補助金がなくなる為、初年度の賞与の資金が不安である。⑦事務業務の負担（不明な点が多くあり）が不安 ⑧言葉の定義が曖昧で、判断の付きにくいことが多い。

**加算についての不安** ①給付については、待遇改善等加算率13%、副園長・学級編成、満3歳児対応、チーム保育加算を見込みで1号に対する殆どの加算を付けてくれたのはいいが、裏付は確認していないので返金の可能性もある。②加算についてはどのようになるか 何も聞いていません。加算は月々での加算になるか、たとえば加配やチーム保育など 年間を通して見るのか月単位なのか。③ティーム保育など手厚い幼児教育や保育を目指して4月から多くの職員を確保しましたが、運営費に加算がほとんどされておらず、運営に不安を感じます。また、年度末に加算分の精算をするのでは、この1年間をどのような運営ができるか分からない状態です。④思っていたような加算が付かない。⑤1号認定の保育料の仕組み基本の保育料に給食費は、預かり保育料は、バス代は、と様々なことがあると思うが表現されているのか。また早く価格表を出して示してほしい。⑥人件費に対してもっと明確に給与（昇給できる）を示せるだけの原資を示してほしい。⑦加算部分の給付時期や申請方法が示されていないので不安である。⑧移行

	<p>して1ヶ月であり、まだまだ手探りの状態である。本当に収支が成り立つか、不安である。 ⑧ 加算適用の詳細が不透明。</p> <p><b>今後、市町村による私立幼稚園への単独補助が続くのか不安</b> ①これまでの町による私立幼稚園への単独補助が続くのか不明である。</p> <p><b>移行しない方がよかったという園が多く、移行に踏み切れない</b> ①既に移行している園がありますが、来年度から移行したほうが良いのか、それとも現行通りの幼稚園が良いのか迷っています。なぜなら、移行した園からの情報を聞くと、皆さん移行しない方が良かったという声が殆どだからです。 ②認定こども園への移行前と移行後では経営方法が激変してしまうのかが不安。</p> <p><b>職員の配置数も適正なのかそうでないのかが、書面等で確認できない</b> ①職員の配置数も適正なのかそうでないのかが（公定価格の配置）、書面等で確認できない。その為、一時預かり等の専任必須のところの職員配置が困難である。</p>
--	--

9

## 人材確保への不安・課題

**教職員の確保が不安** ①とにかく、教職員の確保が一番難しいです。 ②職員確保ができるか不安。地方は万年人手不足。特に新卒者が不足しています。 ③職員採用 ④保育士の確保が難しい（求人に応募がない） ⑤保育担当の補助教諭を確保するのが難しかった。保育士確保 ⑥移行するには、設備や教員の人員確保など考えなくてはならないことが多いと思います。移行した園の様子を教えていただき参考にさせていただければと思います。 ⑦教職員の確保。大都市中心に教職員の雇用が集中し（市町村の財政力の差で、優遇措置に開きが出ることも考えられる。）新制度導入で待遇改善等は推進できるものの、教職員を確保する上で、地方の町は、大きなハンデキャップがある。 ⑧職員確保の難しさ。特に朝夕の担当者の確保が困難である。地方だと、給与も都会と格差があるため、新卒者は、都市部への就職を決めることが多いようになっている。 ⑨職員の補充が必要となるため、不足がちな保育士の確保が困難であると思われる。 ⑩保育士の確保が難しい。今年度の財政状況を見て、常勤の保育士の採用を考える。思うほどの財政支援でなければ非常勤を案配しなければと考えています。 ⑪人材確保。 ⑫保育教諭の確保（経験者） ⑬募集をかけても応募がなく、どんどん給与や時給を上げざるを得ない状況（最近異常にくらいたり上がっている。時給1000円以下では見向きもされない）それでも、応募がなかなか無いハローワークは全く役に立たない。よって・人材派遣とか人材紹介に頼らざるを得ない。派遣は高いし、時間や仕事内容にもうるさい。また、紹介料等がかかるため、人件費が余計にかかる。そのための手当までは公定価格に含まれていない。人材不足の理由として公立の新設があちこちで有り、そちらへ流れている。大学でも最初に公立受験を薦める。（大学や教授の成績に繋がるようだ）次に保育所、最後に私立幼稚園。公立が給与、時給を高く設定しているため、私立の給料が安く、有給、産休、育休等も取りにくいため（給料を高くするにも私立には限界がある） ⑭人材不足のため、誰でも良いから時間を埋めてもらわないとならない状況。時間で仕事を区切ったり、人が入れ替わったり、良い教育者に育てるとか良い保育ができるような扱いがしにくい環境になってきている。シフト作りは、パズルをしているようだ。保育所制度は人の計算を、0.3人とか0.5人とか、人として扱っていないからでしょう。子どもが居る時間とにかく見ている人が居れば良いと言う考えなのに有資

	<p>格者という縛りの矛盾。 ⑯幼稚園の時と配置基準が変更されたため、職員必要数が増え、職員確保も困難となっている。 ⑰0歳児から5歳児までお預かりする予定ですが、実際問題として、0, 1歳児がどのくらい入園するかにより、保育教諭を急に採用したり、やめて頂いたりしているのでしょうか？担任は、パートさんでもなれるのですか？それとも、正規職員でないとなれないのでしょうか？幼保連携型に移行予定ですが、時間帯が長いことで、早番・遅番を持つとなると園運営に都合のよい条件で、人が集まるかどうかが不安です。</p>
10	<h2>勤務体制の不安・課題</h2> <p><b>勤務体制の構築</b> ①先生の勤務体制の構築。3歳未満のお子さんをお預かりするときの、定員に対する人数配置。今まで長期休暇があったので、平常時の勤務は休暇が少なく、長期休暇で代替えして年間で休日調整できたが、長期休暇が無くなり、平常時から先生の勤務・休暇を考えるのが大変。平日の研修会、夏休みの研修会に先生を出すことが、園にとって負担となる（代替えの先生を雇わないといけないから） ②また、11時間保育を実施しているが、職員のシフトも大変である。「1年単位の変形労働時間制」の届出により対応している。振替休日は主に夏休みに集中して取得させる（3号担当のみ）。また職員会議等で一同に会することが困難になったため、諸連絡等の不備が出ないようにする事に苦心している。 ③勤務のローテーションが今後の課題 ④園内研修、職員会議等の設定がしづらく、勤務時間内では難しい状況である。</p> <p><b>シフトの検討を始めた</b> ①一体化された園内で、シフトを組む2、3号担当の職員（月～土曜迄の11時間開所・8時間勤務）と1号担当の職員（月～金曜までの8時間勤務）を、同一労働、同一賃金に向けて、就業規則を中心に1年間の変形労働時間制や休日出勤や残業、有給休暇の取りかたなど、職員や労務管理士さんと今後改善に向けた検討を進めているところです。 ②常勤と非常勤と先生との役割分担と責任の明確化 ③11時間開所のため、当然のこと2、3号担当職員はシフト制を取り入れていますが、それぞれ一人ひとりの幼児にとっては、1日の在園時間の中で、朝の受け入れ、合同保育、夕方から降園までの細切れ的に担当の先生が変わる現実の中で、引き継ぎを十分に機能させて総合的に一人ひとりを把握して指導していくことのむずかしさを感じる。 ④1、2、3号職員の全体研修会を実施する際の時間の確保や日時の設定が難しい。</p> <p><b>今、一番知りたいこと</b> ①保育士の労務管理 就業規則、ローテーションの組み方について ②乳児担当保育士と幼児担当教諭との研修について ③保育園部分にシフト制を導入することによる労務管理</p>

11	<h2>研修体制への不安・課題</h2> <p><b>幼保連携型認定こども園教育・保育要領への教職員の意識づけと研修体制の確立</b></p> <p>①これまで学校法人立の認可保育所で運営していたため、保育園のカリキュラムだったものが、1号認定児の受け入れで変化しており、ベテランといわれる保育教諭が戸惑っているようである。すべての保育教諭が幼保連携型認定こども園教育・保育要領についての何らかの研修会を受講できておらず、保育が始まり人員配置に余裕がないため、全教職員には配布し、持たせているが読み込んでいるか不安が残る。今年度は多少無理をしても園内研修を重ねていく必要があり、全教職員への意識づけと理解をしてもらえるよう努めなければならないと思っている。</p> <p>②教育課程の問題</p> <p>③長期間・長時間の利用（2号児）と教職員の研修体制（資質向上）が両立するよう努力するが、これまでの研修体制を維持していくか不安である。</p> <p><b>研修体制が団体（地区）と市町村が重なり、園の負担が増える不安</b></p> <p>①施設型給付を受ける特定教育・保育施設として町が監督することになるが、教職員の研修体制について町としての研修と県（地区）の研修体制と両者の研修が重なりあい園の負担が増大する傾向になるのではないか。</p>
12	<h2>施設整備についての不安・課題</h2> <p><b>ハード整備したいが情報がない</b></p> <p>①園舎部分の増改築における全体像が見えにくく、市の担当者から、具体的な施工日程など教えて頂けると有り難いが、情報が乏しく、よくわからない。平成29年度から、移行予定していますが、こちらが主体的に動いていないと市から言われたときには、遅くなって間に合わないという状況に陥らないのか不安です。</p> <p><b>3/4の補助がでないのでは・・・</b></p> <p>①当園の園舎が来年あたりには建て替えをしなければいけない時期になってきました。どうやら、いまのところ3/4の補助がでないのでは・・・という声をよく聞きます。27年度までに立てるものは確実に3/4出ると聞いています。認定こども園の説明会などでも、3/4と表記がありましたが、どうなのでしょうか？</p>
13	<h2>1号↔2・3号間の不安・課題</h2> <p><b>1号認定の利用定員に空きがあっても2号認定の利用定員がいっぱいなら、2号認定の子どもが入園できないといわれた</b></p> <p>①利用調整において、1号認定と2号認定の子どもについて、配置人員や必要な面積が同じであっても利用定員で別物扱いにされているので、1号認定に空きがあっても2号認定の子どもが入園できないなど、待機児童の解消につながらないケースがある。もっと臨機応変な処遇ができればと思います。</p> <p>②認可定員の範囲内での利用定員の融通性があれば現在の利用定員 1号 45名、2号 15名、3号 20名。今年度、4月1日で2号希望者が17名であり、仕方なく最後の申し込まれた2名は4月は1号で受け入れた。認定こども園の認可定員は 5・4・3歳児各30名 満三歳児15名</p> <p>③2号を希望するが、利用定員がいっぱいで2号になれない家庭がこれから出てくることが予想されます。保護者の負担が少なくなるような対策が今後必要だと思います。</p> <p><b>1号認定と2号認定のこどもを一緒に募集したい</b></p> <p>①園児募集 → 年度末でなければ人数もわからない。1号認定、2号認定のこどもを一緒に募集したい。</p>

**利用定員がスムーズに変更できるかどうかが課題** ①平成28年度に認定こども園への移行を予定しており、市の事業計画にも位置付けられております。市の事業計画策定時に、年齢別利用定員は変更しないようにと市の担当者から前置きされました。しかし今は、施設や経営上の問題等も出てきて変更（30人程度）を検討しています。これから市に相談することになりますが、スムーズに変更できるかどうかが課題です。

**利用調整への不安** ①利用調整で兄弟が異なる園に通うことになることは避けたい。

**短期間での認定変更はいかがなものか？** ①現在は1号認定（もともと2号認定を満たしている）だが、夏季休業中のみ2号認定に変更は可能かと保護者が市町村へ相談に来たと聞いている。現状としては、認定内容を満たしていれば、短期での認可変更をしてはいけないという条項はないため、意向があれば許可になるというが、いかがなものか。②1か月ごとに1号と2号の転籍があり、事務手続きが煩雑である。

**保育短時間と保育標準時間の取り扱い** ①短時間保育と標準時間保育の違い、扱い等々は説明していただき理解できていますが、実際の動きの中での判断で、たとえば短時間から標準時間に移行できる条件の微妙なところがいまいち明確にすっきりしない場合がある。「7時から8時30分まで・4時30分前後」の時間の使い方で決まるのでしょうか、その理由が理由を聞いた方の判断によるところですが、基本の考え方は持っておられるのでしょうか、臨機応変、ケースバイケースの幅をどう考えて、決めて、短時間から標準時間に変えるのかが微妙な場合があった。②短時間と標準時間を区別するのは必要なだろうか。途中で標準時間に変更する子が4月でも数名いたので、把握するのが難しい。

**転園児で、1学期の始園日から登園するこどもは、始園日からの日割りにして給付する。保護者からの徴収分も日割りになるといわれた** ①転園児の受け入れについてですが、1学期の始園日から登園するこどもについては、これまで4月分の保育料を徴収してきました。ところが、長野市は始園日から入園になるので、日割りにして給付する。保護者からの徴収分も日割りになるということです（しかも公定価格は月に通知する）。これは保育園の保育料と同じ方法がとられているのだと思うのですが、幼稚園では長期休みの間も年間を通して毎月保育料月額を納めてもらっていました。基本的に、このたびの制度での認定こども園は幼稚園の制度を残しての給付のはずではなかったのでしょうか。また、それならば給付の対象にならない期間の保育料は別に徴収するようなことは考えられないのでしょうか。

**1号と2号で健康診断の回数に違いがある** ①2号認定こどもに義務付けされている、健康診断の内容と回数が、1号認定こどもと異なる点や、「養護」の部分で統一しにくい内容がある。

**1号と2号の選択に迷っている保護者への対応** ①施設型給付」に移行したことで、1号と2号のどちらが、家計にとって良いのかの選択に迷っている保護者への対応が課題。

**土曜保育を利用する2号認定の人数が増えたこと** ①土曜保育を利用する2号認定の数が増えており、週6日通う子も多い。子育て支援は理解できるが、週6日でしかも長時間保育は子どもにとっても負担が大きく、疲れやすい。仕事が休みの日は、できるだけ早く迎えに来てもらうようお願いはしているが、中には平日休みをとる子もあり、質をどう確保していくのかが今後の課題である。

**幼稚園型（接続型）から新制度に入り2号を迎えてわかったこと** ①3歳以上は幼稚園ベースで預かり保育をする接続型であったが、新制度で予想以上に2号認定の入園児があり、対応する職員の人数で苦慮している。シフト製にはしているが、隙間時間をうめる人数の確保や土曜日等、

	<p>結局、保育園同等に考えなければならない事がわかった。他保育園からの転入が多い。生活面はできているが、自分で考え方だちと一緒に遊び込むことがやや欠けている。これから本園でしっかりと育てていきたい。</p> <p><b>1号と2・3号の違い</b> ①行事に対しての日程調整（1号の保護者と2・3号の保護者の生活スタイルが違うため）。 ②教職員がシフト制で動くことにより、全体の士気が分断され、教育・保育の意識の差が生じている。一体感が薄れてきている。 ③教育と保育の狭間で揺れ動いている。（子供の最善の利益ではなく、働く親の最善の利益となっている） ④1号と2・3号の保護者の教育に対する意識が違いすぎる。 ⑤2号の保護者は市へすぐに苦情を出すため、教育部分ができにくい。市も「教育は押し付けるものではない。」などと言うため、今までのカリキュラムができなくなってきた。 ⑥全体的に補助金が減った。子どもの生活スタイル、家庭の基盤が違いすぎるため、幼児教育ができにくい。</p> <p><b>園児の預かり保育に関する職員負担の増加及び様々な事務処理の増加</b> ①（例えば預かり保育では幼稚園からの移行の為7～9時、15～17時の預かり保育の人数が2～3年前の約3倍に増え、土曜日など休日だった日の預かり保育も増えたからであり、事務処理では今まででは幼稚園として預かり保育の時間基準が1つでよかったが新制度では1号・2号の標準及び短時間・3号の標準及び短時間と基準が5つに増えたため預かり保育でも誰がどの基準に当てはまるかの分りが非常に大変になった）</p>
14	<h3>給食提供の不安・課題</h3> <p><b>3号認定こども2人のための給食することに</b> ①幼稚園型認定こども園として4月から新制度に移行しました。1号認定82人、2号認定7人、3号認定2人でスタートしました。3号認定子どもへの自園給食が県条例で義務づけられているため、3号認定こども2人のための給食をしなければなりません。これまで給食は外注でしたので、これは大きな誤算でした。</p> <p><b>土曜日・長期休暇の給食提供の不安</b> ①土曜日・長期休暇の給食提供の不安 ②給食の平日提供については、問題ないが土曜給食には苦心する。土曜は欠席者が多い、また1号認定の希望者も直前まで把握しにくいので、食材の調達に苦心する。細かい部分は常勤の栄養士を雇用することでカバーできている。 ③給食設備投資をしても、この少子化時代に子どもは入園してくれるのか心配。 ④自園給食の開始</p>
15	<h3>人口減少の不安・課題</h3> <p>①過疎に伴う園児の減少 ②地域で空き家や高齢化、少子化が進みまた、園の周りの道が狭いため遊びに来てくれる人が少ないと新制度への移行に不安を感じています。</p>
16	<h3>未満児保育が未経験であることの不安・課題</h3> <p>①3歳未満児保育が未経験であること</p>
17	<h3>自園としての不安・課題</h3> <p>①発達障害およびグレーゾーンの子どもの増加により、配置基準の職員数だけで安全を確保しつつ、園としてどこまで対応できるかが課題。 ②人手が足りない、資金が足りない為に現状では大変難しい状況です。 ③0、1、2歳を受け入れていくと教員の労働時間の問題や行事内容等</p>

の見直しをせざるを得ず、教育の質の低下が懸念されます。幼稚園でやってきたことが移行したら出来なくなつたのでは希望する教育を受けられることにならないかと保護者から意見が出てきそうです。 ④認定こども園として、運営上の諸課題を協議し共通理解を図る園が少なく、情報交流の場が不足している。 ⑤加算分が年度末支払いになると不足する運営費を自園でまかなわなければならないが、銀行から一時的に借りる場合の利息分が負担である ⑥保育時間の差による登園及び降園時間のチェックが困難。個人カード等での入退園時間チェックも考えてはいるが、コスト面で導入までに至っていない。良い方法があれば教えていただきたい。 ⑦保護者へ保育料のシステムを説明できるか不安。長野県では現行幼稚園の7～8割方が様子見。小さい子ども（0・1歳児）を幼稚園で預かることへのリスク ⑧入園するにあたり、各幼稚園の特徴施設型か否か、認定子ども園と保育園の違いや同じ部分など保護者の理解が十分でないため、見学などの折り個々の説明に時間がかかる。 ⑨本来の窓口である市町村役場が本園と違う地域にあるために連携が難しいところが課題である。（福島県） ⑩とにかく市町村対応と認定区分（保育料）変更の対応が大変です。 ⑪現在、事務員を2人おいていますが、手続きなどが間に合わず、休みの日も平日も関係なく夜遅くまで業務をしています。確実に回りません。せめて3人か4人は必要なのではないでしょうか。 ⑫職員の待遇改善が思ったほどではないこと ⑬保護者の所得に応じた保育費用と公立幼稚園や保育所の保育費用との差が不安です。 ⑭経営面がきつい状況のため、今後のどのように運営するのが一番良いのかを模索している。建物改築の補助金などもどの位出るのか？こども園移行も視野に入れて、何型が良いのかを考えている。現在幼稚園のため保育園機能を持たせるには資格はもちろんのこと保育園のノウハウを持っていないことが何より不安である。 ⑮事務量の増加から、マネジメント力のある職員の必要性をかんじるが採用するだけの資金的な余裕がない。 ⑯下の子を保育園に預け、上の子を幼稚園に預けるなど保護者の負担を考えると幼稚園で小規模保育事業を行うことは保護者にとっても安心であり負担軽減になると思うため、小規模保育事業の展開を考えているが、近隣で土地などの取得ができない。地価の高い地域であるため資金的に困難。市からの助成があればと思う。 ⑰1号の園児と2号の園児の教育課程の違いを明確にできないでいる。2号園児への保育の在り方に不安を感じるときもある。1号園児だけの場合より職員の負担が増えている。 ⑱幼稚園は、春、夏、冬と、お休みがありましたが今回保育園児についてはありません。その他土曜日も保育することになり、長く幼稚園の先生をしている方が多く、年齢と共に不満も出ています。給与のベースアップではなく精神的なゆとりをなくしてしまうように考えている方が多く、あまり先生に魅力を感じなくなってしまった。 ⑲これまでの教育内容を継続していくためには、公定価格での運営は難しい。町でどれだけ負担して頂けるか、保護者負担はどれくらいになるのか？その結果現在の保育料よりも負担が多くなってしまい、ますます園児が減少してしまう恐れがある。予算の用途で、「公」の立場となるので、福利厚生や交際費（お中元お歳暮、お世話になった時のお礼等）が使えないなるとこれまでの対応を変えなければならぬ。地域の中の幼稚園としてこれまで培ってきた「おかげさま」「お互い様」の温かい関係の構築も見直さなければならない。 ⑳「1、2、3号認定の認定書」の扱い。各保護者に届けているのですが、「大切に保管してください〇〇の場合は必要になります等々、渡す時に説明しているのですが、それでもなくした、どこかにしまい、まぎれたと数名の再発行が有りました。保護者性格などにも原因はあると思いますが、「認定書」は「園の事務室管理」ではいけないものでしょうか。短時間保育と標準時間保育の変更もまだまだあると思いますし。 ㉑400人定員の園にとって、運営費がどの程度続く

のか。 ②保護者の都合によってばらばらに登降園する園児たちに、十分かつ適切な教育ができるかどうか、不安である。幼稚園としてきたことと、保育園としてしなければならないことの融合が課題だ。 ③園舎増改築後、認定こどもの移行を予定しておりますがどのようなスケジュールで何を準備するのか（例・・・園児募集、現保護者への説明、職員募集等）明確ではないことが不安材料です。 ④新制度に移行して、事務的な手続き・広報活動などを乗り越えてもメリットがあるかどうか確信が持てない。市当局に、新制度に精通した担当者がいるかどうかがわからないので、十分に対応してもらえるかどうか安心できない。27年度に実施した幼稚園の事例報告が、進行中のものでもよいので聞きたい。 ⑤市内ではまだ移行している園が少ない。移行した場合、園、保護者へのメリット、デメリットはどんなことがあるのか。すでに認定こども園へ移行した園が抱えている課題や状況を知りたい。事務内容が大幅に変わることによる不安がある。（現状の事務体制で対応することができるのか。） ⑥保育の必要のない2歳児（4月から満3歳の誕生日を迎えるまで）が、宙ぶらりんで困っています。今後宙ぶらりんではなくちゃんと存在させてあげたいです。 ⑦現在の所、市は国の基準のみで運営費の支給等を設定している為、現状では移行に値する事が出来ない事が判断された。

18

## 自園として特に不安・課題はない

①スムーズに移行できたと思います。 ②当園は、保護者の皆さんからの質問もほとんどなく、スムーズに移行することができた。ただ、年間を通した補助金額が未定であるので、今年度が終わるまで、不安である。 ③私どもの園はすでに移行しているので不安があったとしても後戻りできない。認定こども園のみならず、保育所主導の保育の世界にならないように、幼稚園もより真剣に道を切り開いていく必要がある。 ④幼稚園としていかに保護者にアピールできるかを模索中。 ⑤移行に伴う多くの変更への対応は大変だったが、窓口が市町村に一本化され今後楽になっていきそう。 ⑥27年度は移行しませんが、28年度については検討中です。 ⑦現在の時点では、新制度への移行の予定はありません。もうしばらく様子をみながら、このままやっていこうと思っています。

19	<p><b>新制度への質問的な意見</b></p> <p><b>施設整備補助体制はどうなるのでしょうか？</b> ①制度を活用しての、改築と補助金の関係をしつかり確認したい。 ②一番大きな心配は、移行にあたって、園舎の改築を考えていますが、どの程度の補助金が見込めるかという事です。行政の担当者からは、予算の範囲内で行うため、希望する園が複数ある場合は、プレゼンなどをして選考するということですが、どちらの方向に行くかの見通しがきかないところが大きな不安の要素です。 ③減価償却費加算との関係はどうなりますか？施設整備費補助金と減価償却費加算の途中での乗り換えはできるのでしょうか？</p> <p><b>幼稚園型、幼保連携型の違いは何でしょうか？</b> ①幼稚園型、幼保連携型等の対応が同じなのか？</p> <p><b>主幹保育教諭を補助する2名は無資格でも可でしょうか？</b> ①平成27年3月10日付「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（案）について」（39ページ、療育支援加算の加算要件）で、「障害児を受け入れている施設において、主幹保育教諭等を補助するもの（注4）を配置し、地域・・・。注4：非常勤職員であって、資格の有無は問わない。」とあるのですが、これは公定価格の主幹保育教諭の加算条件の主幹教諭補助2名のことを指しているのでしょうか。もしそうだとするならば、主幹保育教諭を補助する2名は資格を持っていても良いと判断しても良いのでしょうか。</p> <p><b>教育補助者の定義は？</b> ①認定こども園公定価格試算シート加算適否確認表シートにおいて、教育補助者の人数・時間を聞かれていますが、教育補助者とはどのような役職の人でしょうか。保育教諭免許の保有者のみなのか、免許の保有していないものも数え上げて良いのでしょうか。</p> <p><b>認定こども園になったとき、幼稚園の定員数の変更は必要でしょうか？</b> ①幼保連携で保育園部を新たに開園した場合、保育園の定員数がどのように決まるのか。又幼稚園の定員数の変更が必要か。</p> <p><b>満3歳になり1号で入園する子どものクラスの保育教諭の必要数は？</b> ①年少児クラスに入れる場合：現在 クラスに21名の園児が在籍 担任1名と補助1名（6時間勤務パート）でみています。このクラスに入れるなら、先生数はこのままでよいのか？ ②3号児と一緒にする場合、2歳児（3号認定）の子どもと一緒にすると 先生の数はどうしたらよいか？（保育士募集が難しいので）。</p> <p><b>特別保育等の人数等変更時に、追加の補助等は受けられますか？</b> ①特別保育（延長保育・一時預かり・保育所地域活動事業）等の人数等変更があった場合、追加の補助等は受けられるのか？</p>
20	<p><b>その他</b></p> <p>①幼稚園の母体はそのままで、預かり保育部分のみ、新制度の一時預かり事業（幼稚園型）に移行した。しかし、そのようなケースが全国的に少ないということで、補助金対象になる部分（対象児、職員など）がはっきりしていない。また、無資格者に対して研修を受講すれば、職員としてカウントできるという説明があったが、研修の日程等の情報が入ってこない。 ②現在、市町村の役場が本園と違う地域に仮役場としてあるために連携をとることが難しい。 ③幼稚園型こども園に移行した。新制度になって何が変わったかよくわからない。2・3号児について、市の側から指示などがない。これまでの記録やチェック表などは独自で作っている。 ④市の係の構</p>

成が最初に説明されるといい。一段階終るごとに担当者が替わっていった。申請のための必要書類の全体が最初にわかるといい。提出するたびに、新たに揃えるものがでてきて困った。⑤認定こども園の返上をしたいと申し出たが、補助金を理由に断られた。⑥こども園運営に対する今後の助成の方向性が見えない。⑦こども園を設立する場合、近隣の方の承認の印鑑や駐車場の確保などハードルが高い。郊外での展開は可能だが、中心部では困難。すでに幼稚園を運営しているのだから、新たな設置ではないことを加味していただきたい。⑧小規模保育事業にかかる施設整備補助が全くない。市はこれまでの流れから保育園の建築をすすめている。⑨補助金が増えればいいと思います。⑩K市在住の園児は補助金がもらえますが、他の市・町・村の住所が移った時、同幼稚園でありながらその子だけが補助金をもらえるようになること。⑪こども園に移行するのであれば、新制度について全面的に協力しえもらえるが、幼稚園型になる場合は協力が無い。⑫保育料の集金は、保育所と同様各市町村でやるべきだと思います。行政の窓口も、そのほうが事務手続きもやりやすいと思いました。⑬お寺の幼稚園のため、昔から地域密着型となっている。今後もそのような形で進められるよう努力していきたい。⑭経済の状況の合った保育料の算定がなされていないと思う。規模が小さいにもかかわらず、逆転現象が起きている。⑮1号認定こどもの利用者負担は25,700円と言うことで、上乗せ徴収は考えていましたが、N市では当園の1号認定こどもに対する利用者負担を3歳児は25,700円よりも多い金額にしていますが、4.5才は24,600円としています。当園が予定していた金額より1,100円も低い価格です。市の担当者に聞くと、利用者負担25,700円は保護者が負担する最高限度額で保護者負担分と市からの給付の限度額ではない。加算分を今後どの程度にするかは検討中だという返事でした。利用者負担のダブルスタンダード売る時の升と買うときの升が違うという感があります。⑯收支が見えにくい幼稚園型は相変わらず幼稚園（1号認定児）への養護児加配が認められない。⑰2号の活動は1号に合わせている。午後の活動は園独自の方法で行っている。2・3号の情報が入らなくなつた。⑱認定こども園制度が出てきたのは、財政面で幼保一体化として生まってきたもので、預かり時間等で幼保均一化が進みつつあるので、幼稚園と保育所と財政援助を一律に（一体化）してほしい。幼保の格差があまりにもひどい。⑲市行政の中での担当部署が物理的（市・区・情報処理センター）にも、業務内容的にも、統一されておらず、連絡・確認等に時間、労力がかかり、施設側が大きな負担を強いられている。保育課、幼児教育課の組織は実質的に未だ、二分されおり、行政内部では、それぞれの担当業務に追われている状況が見られる。⑳入園決定までの時間的措置・申請などの書類の不備・施設などに対する補助がほとんどない・公定価格及び市の単独補助に関する不透明さ⑳私学助成型を希望しているので、特に問題はありません。ただ、町唯一の私立である本園ですが、広報誌への掲載等で連携が希薄のため、町・保護者・園の情報共有に課題がある。㉑2歳児を取り込む形での認定こども園経営が始まりましたが、現在10名の二歳児に正坦2名、副担任2名の計4名体制を取っています。財政面でのバックアップをお願いします。㉒制度が一本化しても補助対象項目が1号2号で違う（金額相違はわかるが）のがおかしい。国が補助金交付できないのなら、市区町村で補填してほしいと希望したが、市区町村側には理解、意識がない。今まで、幼稚園として市区町村が交付していた補助金が、公定価格に含まれているという理由（何かは説明なし）で交付しなくなった。あくまでも、公定価格は国から提示されているので、市単独で予算をつけてもいい感じる。同じように保育所の運営費も同じことになっている。算出してみると、減額となつてゐる㉓新制度について福祉と市教育委員会の連携がとれていない。施設側が、その都度支障があ

る度に指摘したり、間をつなげたりしている現実である。 ②8 年度幼保連携を準備している。 0 ~ 5 の発達を捉えた就学前教育という点では大いに意味があるが、発達の捉え方として従来の 0 ~ 2 + 3 ~ 5 よりは 0 ~ 1 ・ 2 ~ 3 ・ 4 ~ 5 の方がいいようにも思われる。

本アンケートは平成 27 年 5 月実施